

2024年5月30日

逗子市

逗子市子ども・子育て会議条例の一部改正について

●今回の改正の趣旨

こども基本法の施行に基づき、市町村こども計画の作成が努力義務となりました。逗子市子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画を一体化して令和7年度から実施する計画を作成します。現在の逗子市子ども・子育て会議条例は子ども・子育て支援法に基づき、設置しており、こども基本法に基づく市町村こども計画が作成できるように条例改正を行います。

●主な改正点

- 逗子市子ども・子育て支援事業計画に加えて子ども基本法に基づく市町村こども計画を作成し、2つの計画を一体化します。
- こども計画作成にあたり、子どもや若者の意見を取り入れる仕組みを取り入れます。

●（仮称）逗子市子ども基本条例の議論を始める

子ども・子育て会議では、他の市町村で制定している子ども基本条例や子どもの権利条例等を参考に、本市の子どものための子育て支援の施策に反映できるような仕組みを作っていきます。

【付属資料】

資料：自治体こども計画策定のためのガイドライン

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課子育て支援係 伊藤・鈴木

電話：046-873-1111 内線 536